

京都府公立大学法人会計規則（抜粋）

平成 20 年 4 月 1 日
京都府公立大学法人規則第 2 号

第 8 章 内部監査 (内部監査)

第 45 条 理事長は、業務の執行及び会計処理の適正を期するため、内部監査を行わせるものとする。

2 内部監査の方法その他必要な事項については、別に定めるところによる。